

# 茨城県報

第6821号

昭和55年3月31日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 規則

- |                                     |   |     |
|-------------------------------------|---|-----|
| ●茨城県飼い犬等管理条例施行規則を廃止する規則(環境管理課)..... | 1 | ページ |
|-------------------------------------|---|-----|

### 告示

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| ●地方自治法施行令に基づく人口の告示(地方課).....   | 2 |
| ●救急病院の告示(医療整備課).....           | 2 |
| ●木材業者等の登録(県南地方総合事務所).....      | 2 |
| ●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課).....   | 3 |
| ●新規土地改良事業の認可( " ).....         | 4 |
| ●土地収用法に基づく事業の認定(用地課).....      | 4 |
| ●道路の供用開始(道路維持課).....           | 4 |
| ●利根川水系一級河川花室川河川区域の廃止(河川課)..... | 5 |
| ●事業計画の認可(都市施設課).....           | 5 |

### (選挙管理委員会)

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ●昭和55年第4回定例会の招集..... | 6 |
|----------------------|---|

### 公告

- |   |   |
|---|---|
| ●漁船普通損害保険付保義務の <del>廃止</del> <sup>取消</sup> (水産施設課)..... | 6 |
| ●漁船普通損害保険付保義務の消滅( " ).....                              | 6 |
| ●土地立ち入り測量(用地課).....                                     | 7 |
| ●基本測量の終了(2件)( " ).....                                  | 7 |
| ●都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....                                 | 8 |
| ●都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課).....                             | 8 |
| ●建築協定の認可(建築指導課).....                                    | 9 |
| ●開発行為の工事完了(3件)( " ).....                                | 9 |

### (収用委員会)

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ●裁決手続開始の決定..... | 10 |
|-----------------|----|

### (茨城県道路公社)

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ●有料道路の工事完了..... | 13 |
|-----------------|----|

## 規則

### 茨城県規則第11号

茨城県飼い犬等管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県飼い犬等管理条例施行規則を廃止する規則

茨城県飼い犬等管理条例施行規則 (昭和41年茨城県規則第46号) は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第505号

昭和55年2月1日に施行された鹿島郡神栖町と鹿島郡波崎町の境界変更に伴う昭和50年10月1日現在の国勢調査人口は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第177条第1項第2号の規定により次のとおりとなる。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

神 栖 町 29,983人  
波 崎 町 32,707人

茨城県告示第506号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条の救急病院として、次の医療機関を認定したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称 所 在 地  
大 和 田 病 院 真壁郡明野町海老ヶ島926

茨城県告示第507号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第6号) 第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和55年3月31日

茨城県県南地方総合事務所長 銭 谷 守 雄

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
155	昭和 55. 3. 15	石岡市大字 三村2145-1	川又 久行		住所に同じ		素 材 生 産 販 売 業	新 規

**茨城県告示第508号**

鹿島郡旭村大字柏熊新田 164 平沼長城ほか18名から、昭和55年2月12日付けで、認可申請のあつた柏熊新田地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 柏熊新田地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 柏熊新田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年4月8日から昭和55年4月28日まで

3 縦覧の場所 旭村役場

**茨城県告示第509号**

鹿島郡旭村大字常磐 1640-104 番地島田信行ほか2名から、昭和55年2月12日付けで認可申請のあつた常磐地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 常磐地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 常磐地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年4月8日から昭和55年4月28日まで

3 縦覧の場所 旭村役場

**茨城県告示第510号**

鹿島郡旭村大字造谷 508 額賀正義ほか5名から、昭和55年2月12日付けで認可申請のあつた造谷地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 造谷地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 造谷地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和55年4月8日から昭和55年4月28日まで  
3 縦覧の場所 旭村役場

茨城県告示第511号

昭和54年12月21日付けで、里川堰土地改良区から申請のあつた世矢地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項及び第30条第2項の規定により、昭和55年3月10日認可した。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第512号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 茎崎村  
2 事業の種類 茎崎村体育施設建設工事  
3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県稲敷郡茎崎村大字小茎字塚岸地内

(2) 使用の部分 なし

土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
茎崎村役場

茨城県告示第513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和55年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 小山菅生小絹停車場線  
2 供用開始の区間  
水海道市大字内守谷字奥山5757-2番地先から  
筑波郡谷和原村大字小絹字東中宿713番地先まで  
3 供用開始の期日 昭和55年3月31日

茨城県告示第514号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県土木事務所において閲覧に供する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川 花室川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和55年3月31日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位	置	種 類	数 量
①	土浦市大字小岩田東一丁目1724番地先から 1741-1番地先まで	土 地	380.76 平方メートル
②	新治郡桜村大字下広岡字松下53-1番地先から 同郡同村同大字字ソリ町876-1番地先まで	土 地	953.35 平方メートル
③	新治郡桜村大字花室字池下1724番地先から 1741-1番地先まで	土 地	1,431.44 平方メートル

茨  
法

同

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 水 戸 市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画下水道事業第11号都市下水路

3 事業施行期間 昭和55年3月31日から昭和59年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 取用の部分

な し

(2) 使用の部分

水戸市浜田町字境ノ町の一部、浜田町字宿後の一部、酒門町字太子下の一部、朝日町字館下  
の一部、元吉田町字境町の一部、元吉田町字館下の一部、元吉田町字天神下の一部、元吉田  
町字境町上の一部、元吉田町字狐塚の一部、元吉田町字徳性谷津の一部、元吉田町字柁の全  
部、元吉田町字野木下の一部、元吉田町字野木前の一部、元吉田町字横宿の一部、元吉田町  
字宿の一部

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第11号

昭和55年茨城県選挙管理委員会第4回定例会を次のとおり招集する。

昭和55年3月31日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

- 招集日時 昭和55年4月17日(木)  
午前10時
- 招集場所 茨城県議会特別会議室
- 議題  
(1) 第12回参議院議員通常選挙の日程概要について  
(2) その他

公 告

●漁船普通損害保険付保義務の発生

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

平潟加入区	平潟漁業協同組合
川尻加入区	川尻漁業協同組合
会瀬加入区	会瀬漁業協同組合
久慈加入区	久慈町漁業協同組合 久慈浜丸小漁業協同組合
那珂湊加入区	那珂湊漁業協同組合
大洗加入区	大洗町漁業協同組合 磯浜漁業協同組合

●漁船普通損害保険付保義務の消滅

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号により、次の加入区における指定漁船の普通損害保険に付すべき義務は昭和55年3月30日で消滅した。

昭和55年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

平 潟 加 入 区	平 潟 漁 業 協 同 組 合
川 尻 加 入 区	川 尻 漁 業 協 同 組 合
会 瀬 加 入 区	会 瀬 漁 業 協 同 組 合
久 慈 加 入 区	久 慈 町 漁 業 協 同 組 合 久 慈 浜 丸 小 漁 業 協 同 組 合
那 珂 湊 加 入 区	那 珂 湊 漁 業 協 同 組 合
大 洗 加 入 区	大 洗 町 漁 業 協 同 組 合 磯 浜 漁 業 協 同 組 合

◎土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次とおり公告する。

昭和55年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 日立港改修事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
日立市久慈町字前川地内  
" 留町字北河原地内
- 4 立ちと入ろうする期間  
昭和55年 4 月 1 日から昭和56年 3 月 31 日まで

◎基本測量の終了について

測量法（昭和24年法律第 188 号）第 4 条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

昭和55年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（四等三角測量）
- 3 作業終了日 昭和55年 3 月 1 日
- 4 作業地域  
水戸市，高萩市，東茨城郡茨城町，美野里町，鹿島郡波崎町，筑波郡谷田部町

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量(精密測地網一次基準点測量)
- 3 作 業 終 了 日 昭和55年 3 月 10 日
- 4 作 業 地 域

水戸市, 日立市, 常陸太田市, 笠間市, 結城市, 北茨城市, 竜ヶ崎市, 取手市, 東茨城郡常北町, 大洗町, 西茨城郡七会村, 久慈郡金砂郷村, 水府村, 大子町, 那珂郡大宮町, 鹿島郡鉾田町, 神栖町, 鹿島町, 新治郡八郷町, 玉里村, 筑波郡筑波町, 伊奈村, 猿島郡猿島町, 総和町, 稲敷郡牛久町, 阿見町, 真壁郡真壁町, 行方郡麻生町

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画公園(2.2.105山川辻堂児童公園)の変更に伴い, 結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和55年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●都市計画事業の施行者の名称等

下館・結城都市計画道路事業については, 昭和55年 2 月 22 日建設省告示第174号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので, 同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和55年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画道路事業  
3-4-32 岩瀬駅前富谷線
- 2 施行者の名称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三ノ丸1丁目5番38号 茨城県庁
- 4 事業地の所在  
茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬字山王及び字十枚内地内



●建築協定の認可

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和55年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申 請 人  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 6 番 15 号  
フジタ工業株式会社  
取締役社長 藤 田 一 暁
- 2 建築協定の名称  
利根フレッシュタウン第 1, 2 工区建築協定  
利根フレッシュタウン第 3 工区建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積  
北相馬郡利根町布川字栄  
53,331.84㎡ ( 1・2 工区)  
52,307.46㎡ ( 3 工区)
- 4 建築協定の内容  
利根町役場において縦覧に供する。
- 5 認 可 年 月 日 昭和55年 3 月 21 日

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
常陸太田市大森町字新屋861番の2, 同番の8, 同番の9, 862番の3, 同番の4
- 2 事業主の住所及び氏名  
常陸太田市大森町1200番地  
大森町生活改善センター建設委員会  
委員長 小 川 猛

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高萩市大字高萩字駒木原769番の3, 771番の2から同番の11まで
- 2 事業主の住所及び氏名  
高萩市大字島名2254番地の1  
株式会社 栄進商事  
代表取締役 根 本 栄

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下妻市大字下妻字柳の下戊114番の1, 115番の1, 116番の1, 同番の2, 117番の1, 118番の3, 119番の1, 同番の2, 120番, 121番の1の1部, 同番の2の1部, 同番の3, 同番の5の1部, 同番の6の1部, 128番の1の1部, 129番の1部
  - 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市千波町1905番地  
安全商事株式会社  
代表取締役 鯨 岡 昭 雄

( 収 用 委 員 会 )

●裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

昭和55年3月31日

茨城県収用委員会会長 関 谷 信 夫

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道349号改築工事(菅谷バイパス)並びにこれに伴う市道, 町道及び用水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在, 地番, 地目及び地積等  
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名, 住所及びその権利の種類  
別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
昭和55年3月19日

別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土 地 の 所 在 茨 城 県 那 珂 郡 那 珂 町 大 字 菅 谷

字	地番	地 目		収 用 し よ う と す る 土 地		土 地 名	住 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		権 利 の 種 類
		公簿	現況	公簿地積	現況地積		収用裁決手続の開始を決定する土地の面積	氏名	住所	氏名	
お津ぼ	3875	畑	畑	775	775.68	500.94	磯崎 久	那珂郡那珂町大字菅谷4000番地	磯崎 久	那珂郡那珂町大字菅谷4000番地	
				775	775.68	500.94	磯崎 豊	" " 4050番地	磯崎 豊	" " 4050番地	
							根本みき子	水戸市下国井町45番地	根本みき子	水戸市下国井町45番地	
お津ぼ	3882	山林	山林	533	533.73	85.55	根本 行	" " "	根本 行	" " "	
				533	533.73	85.55	須能 芳江	堀町961番地	須能 芳江	堀町961番地	
							後藤 たき	那珂郡那珂町大字中台14番地の6	後藤 たき	那珂郡那珂町大字中台14番地の6	
堀の内	3791	山林	山林	2,295	2,295.27	253.64	横須賀 健	" " 大字菅谷4050番地	横須賀 健	" " 大字菅谷4050番地	
				2,295	2,295.27	253.64	小沢 あさ	" " 大字向山1146番地	小沢 あさ	" " 大字向山1146番地	
							田寺よし子	水戸市吉沼町1023番地	田寺よし子	水戸市吉沼町1023番地	
後台橋	5259	山林	山林	2,863	2,863.56	235.55	山田千恵子	田谷町1011番地	山田千恵子	田谷町1011番地	
				2,863	2,863.56	235.55	照沼 光夫	那珂郡東海村石神外宿1415番地	照沼 光夫	那珂郡東海村石神外宿1415番地	
							檜山 とみ	京都市北区上賀茂南大路町58番地	檜山 とみ	京都市北区上賀茂南大路町58番地	
			倉本三治朗	石岡市総社1丁目2番14号	倉本三治朗	石岡市総社1丁目2番14号					
			木村 静江	東京都葛飾区新小岩2丁目9番11号	木村 静江	東京都葛飾区新小岩2丁目9番11号					

石原 幸枝	石岡市大字石岡2747番地の3
和田 節子	新治郡千代田村大字下稻吉2117番地の3
佐藤 政夫	八郷町大字柿岡1997番地
木村 悦子	土浦市中高津2丁目1番23号
佐藤 知子	新治郡八郷町大字柿岡1997番地
佐藤 臣男	石岡市大字染谷1997番地の260
中根 忠志	土浦市真鍋4丁目2番31号
佐藤 睦子	千葉県八千代市大字米本1359番地米本団地5街区15棟101号
倉本 普司	水戸市大塚町1664番地の4
大武 やす	東京都北区王子4丁目24番10号
黒沢 瑞枝	那珂郡瓜連町大字静299番地
檜山 正義	那珂町大字菅谷3277番地の1
檜山礼二郎	" " 3384番地の1
檜山 智三	" " 2352番地の4
遠藤 陽子	日立市滑川町1120番地
檜山 真	那珂郡那珂町大字中台566番地の38
介川 みつ	水戸市袴塚3丁目2番5号
檜山 謙	京都市北区上賀茂南大路町58番地

後台橋	5259-1	山林	山林	2,506	最大 2,506.43 最小 2,478.75	1,698.38
				8.972	最大 8,974.67 最小 8,946.99	2,774.06
			計			

●有料道路の工事完了

本公司において改築工事を実施中の「新大利根橋 有料道路」の工事が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第2項の規定により公告する。

昭和55年3月31日

茨城県道路公社理事長 竹 内 精 一

記

- 1 路 線 名 県道守谷流山線
- 2 工 事 の 区 間 茨城県取手市大字戸頭から千葉県柏市大字布施下まで
- 3 延 長 2.4キロメートル
- 4 工 事 の 種 類 改 築
- 5 工 事 完 了 の 日 昭和55年3月31日

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

## ◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については，昭和51年4月以来，1か月1,000円にすえ置いてきましたが，印刷経費等の増加に伴い，昭和55年4月から1,200円に改定する予定ですのでお知らせ致します。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所